

MS&AD経営サポートセンター

「いま企業に求められる熱中症対策セミナー」第1部

熱中症対策 法改正のポイント

改正 労働安全衛生規則

熱中症対策の義務化(2025年6月)

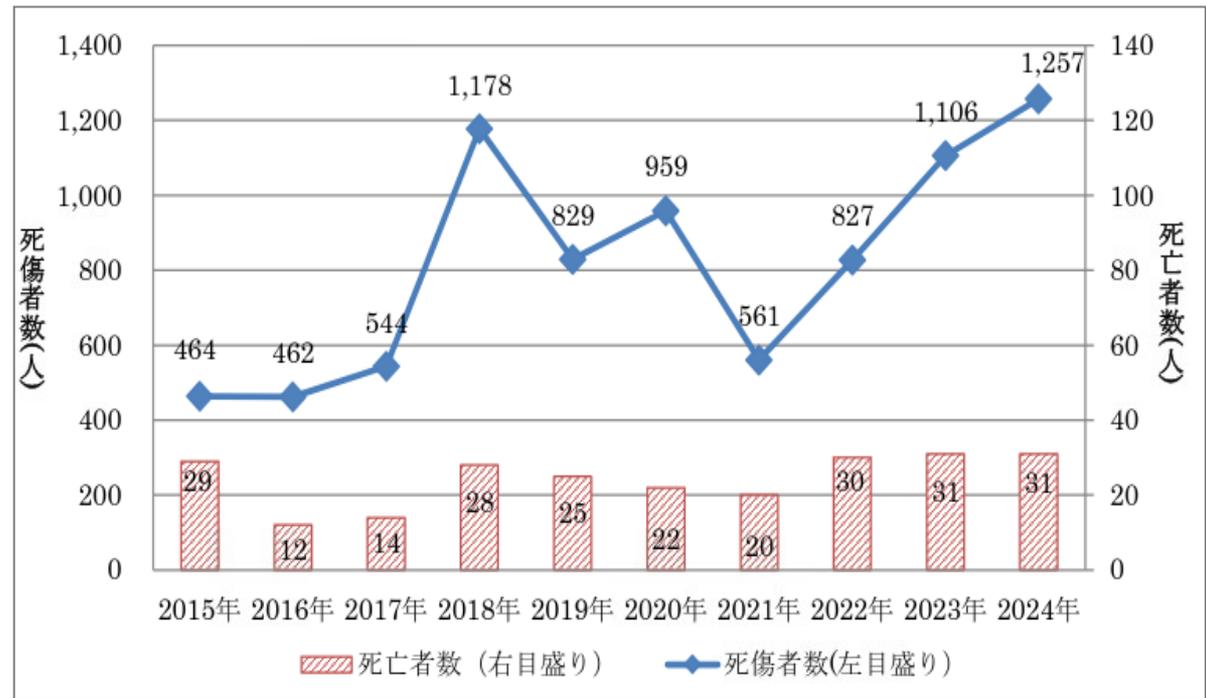
2025年7月

日本社会保険労務士法人

特定社会保険労務士 山口 友佳

1. 熱中症災害と改正の背景①

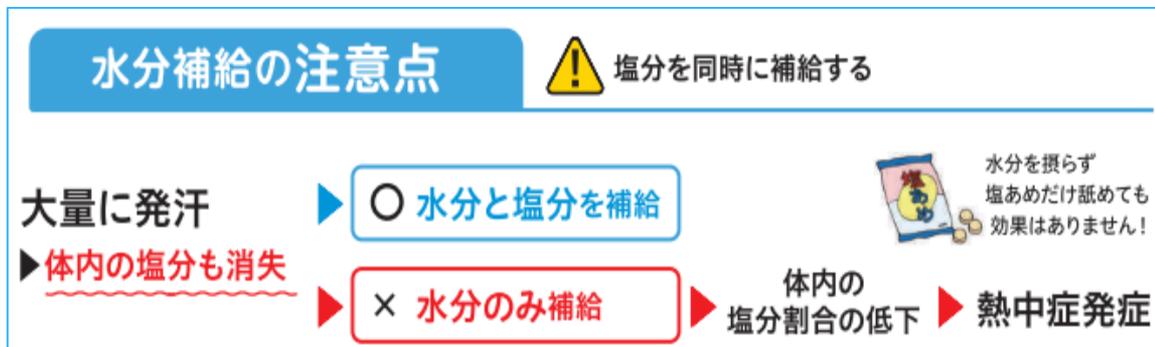
- * 近年、職場における熱中症の死傷者数は増加しており、死亡災害は2年連続で30人レベルとなっている。
- * 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の5～6倍。
- * 死亡者の約7割は屋外作業に従事。



出典:厚生労働省「令和6年『職場における熱中症による死傷災害の発生状況』」

1. 熱中症災害と改正の背景②

- * 労働安全衛生法は、「事業者は、高温などによる健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」と定めており、具体的には、労働安全衛生規則の規定に基づき、「塩及び飲料水」を備えること等が義務付けられている。
- * しかしながら、近年、熱中症による死亡災害は年間30人を超え、労災による死亡者数全体の約4%を占めるなど、その対策が重要となっている。

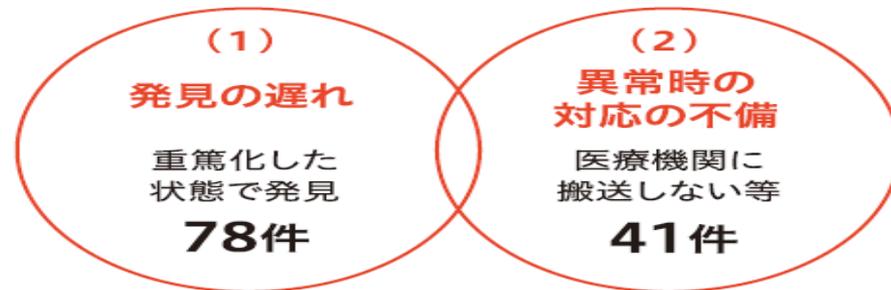


出典：厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策のススメ」

1. 熱中症災害と改正の背景③

- * また、熱中症による死亡災害の多くには「初期症状の放置・対応の遅れ」が見られるが、**現行法令上、早期発見や重篤化を防ぐための対応については定めがない。**
- * このため、6月1日より、熱中症による健康障害の疑いがある者の「**早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応**」を事業者に義務付けることとした（罰則は「**6か月以下の懲役または50万円以下の罰金**」）。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



出典：厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」

2. 義務化の概要①

- * 事業者は、「熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業」を行うときは、異常を早期に発見するため、作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や作業に従事する者が熱中症による健康障害を生じた疑いがあることを見つけた場合にその旨を「報告させるための体制」を整備し、関係者に周知しなければならない。
- * 事業者は、「熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業」を行うときは、作業中止、身体冷却、医療機関への搬送等、症状の重篤化を防ぐために「必要な措置の内容及びその実施手順」をあらかじめ定め、「関係者へ周知」しなければならない。

2. 義務化の概要②

* つまり、「報告体制の整備」「悪化防止手順の構築・周知」を
しなければならない！

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、何かおかしい	 これも初期症状	あの人、ちょっとヘン
手足がふる		イライラしている
立ちくらみ・めまい		フラフラしている
吐き気		呼びかけに反応しない
汗のかき方がおかしい 汗が止まらない／汗がでない		すぐに疲れる

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】 【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】 【メールやイントラネットでの通知】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、水分補給及び休憩をしっかりとお願いします。
体調不良が発生した場合は、フロ一図に基づき対応いただき、〇〇さん(000-0000-0000)へ連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。

出典: 厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」

3. 報告体制の整備①

- * 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制整備及び関係者への周知をしなければならない。
- * 「報告するための連絡先」や「担当者」を定める(電話番号やメールアドレス)「緊急搬送先」なども記載。
- * 労務担当者のほか、衛生管理者などが考えられる。



出典: 厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」

3. 報告体制の整備②

- * すでにある「緊急連絡網」をカスタマイズするのがスムーズ。
- * 厚生労働省は、職場巡視、バディ制の採用、ウェアラブルデバイスの活用などを推奨している。



■ 報告体制整備の掲示イメージ

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先		
責任者	三井 太郎	090-XXXX-XXXX
代理	住友 花子	080-XXXX-XXXX
緊急 搬送先	MS病院 (千代田区神田駿河台 3-9)	03-XXXX-XXXX

3. 報告体制の整備③

- * ポイントは「誰に」報告するのかを明確化すること(班長・職長・労務担当・衛生管理者など)
- * 報告体制そのものはシンプルに(意思決定までのスピードが重要)。
- * 近隣の病院・診療所の連絡先及び救急相談ダイヤル(#7119)も記載しておくとい。
- * 報告項目も決めておく(体調の異変・時間帯・作業内容・水分補給状況など)⇒ポケットサイズの紙などで携行できるようにしておく
- * 後日、記録を保管する(改善策を検討する材料にする)。衛生委員会での検討、産業医に意見を求める。

4. 悪化防止のための手順の作成・周知①

- * 作業場ごとに、「作業離脱」「身体の冷却」「医療機関への搬送」等熱中症による重篤化を防止するための必要な措置の実施手順を定める。
- * 定めた実施手順を関係作業員へ周知する。
- * 厚生労働省が発行しているパンフレットの5P、6Pを参考に作成する。

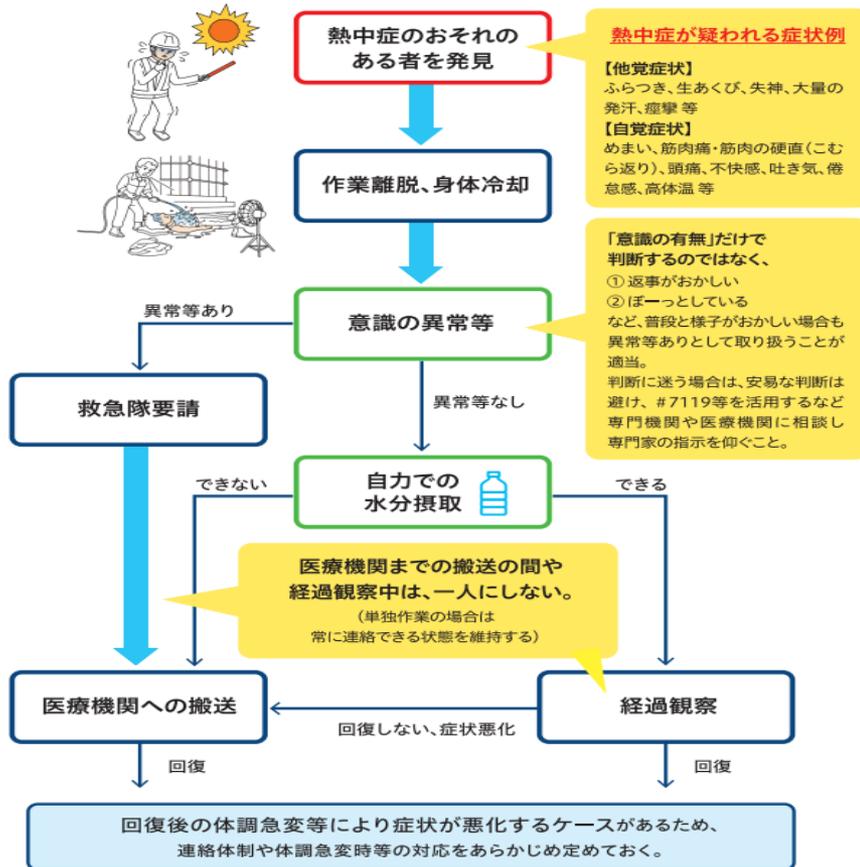
<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

4. 悪化防止のための手順の作成・周知②

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

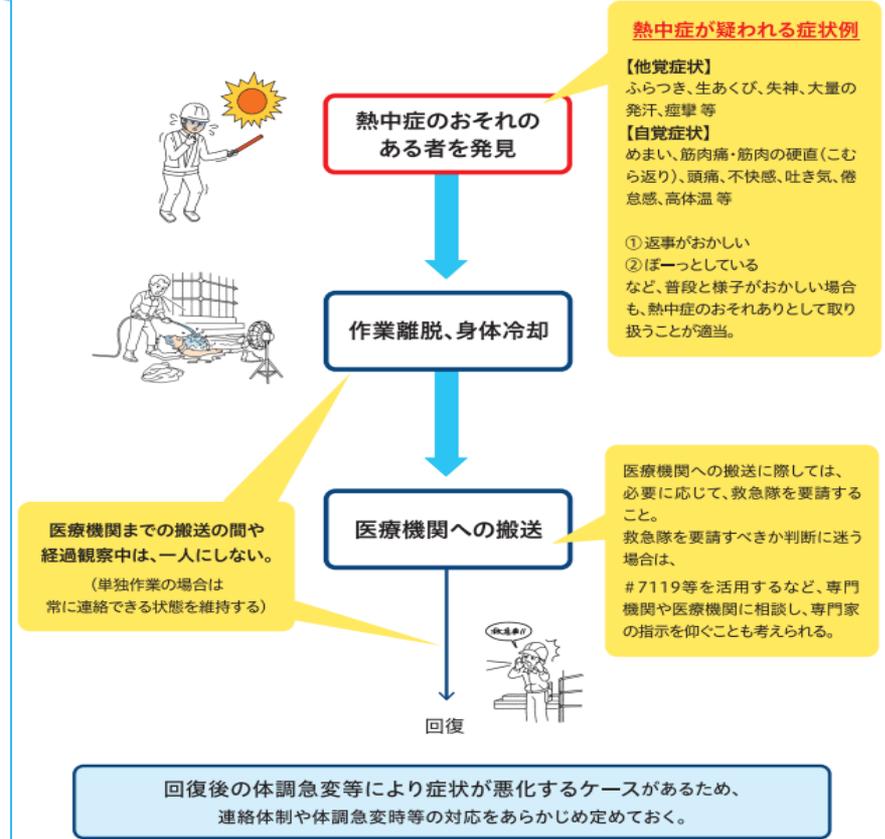
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



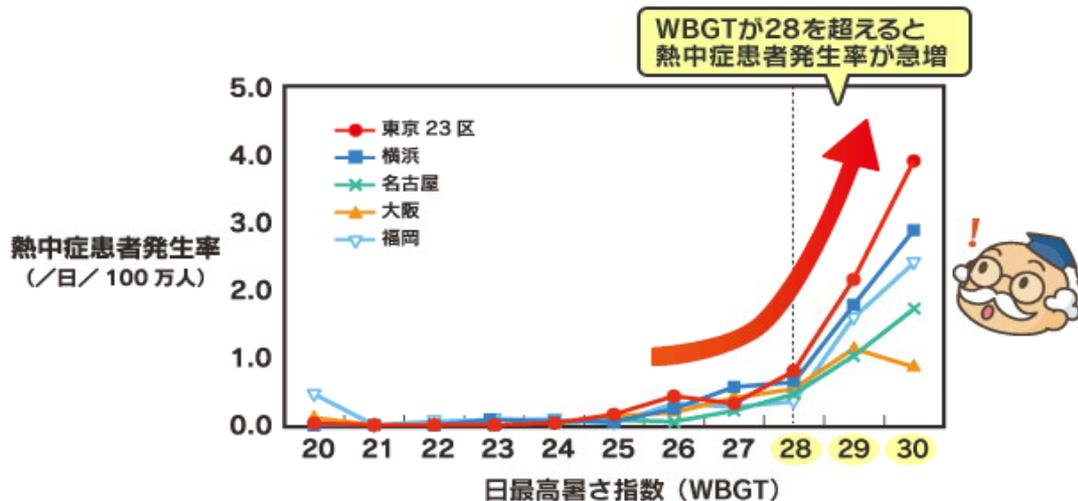
4. 悪化防止のための手順の作成・周知③

- * 「事業場ごと」ではなく「作業場ごと」である点に注意。各作業場で「応急処置の手順」をあらかじめ定めておく（作業離脱⇒身体冷却⇒医師の診察）。
- * 今回の措置義務は「実施手順の作成」であり、この手順に基づく措置を講じる事までを義務化したわけではないが、実際に労災事故が発生した場合は、手順通りに機能していたかが問われる（＝実態が伴わなければ当然に会社不利に働く）
- * 構築した「報告体制」・「実施手順」は、「関係者」に周知する必要があるが、これは「労働者」のみを指しているわけではない。作業に従事する者全体に伝わらなければ意味がない。
- * 手法は、文書配布、作業場や休憩室での掲示、社内イントラネットでの共有

5.「熱中症のおそれのある作業」とは？①

対象となるのは

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業



出典:厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」
出典:厚生労働省HP

5.「熱中症のおそれのある作業」とは？②

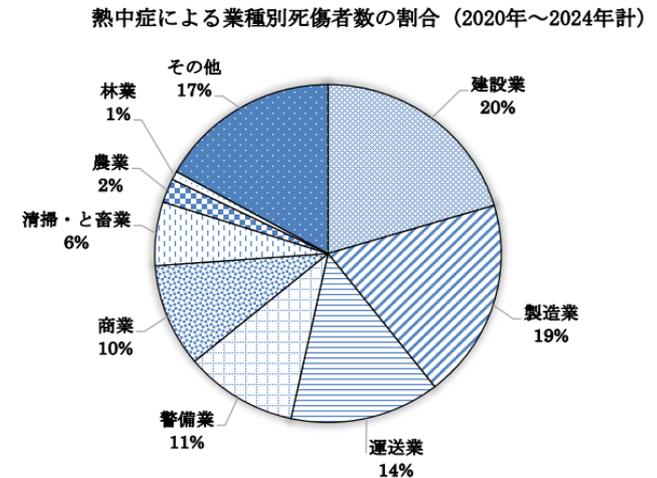
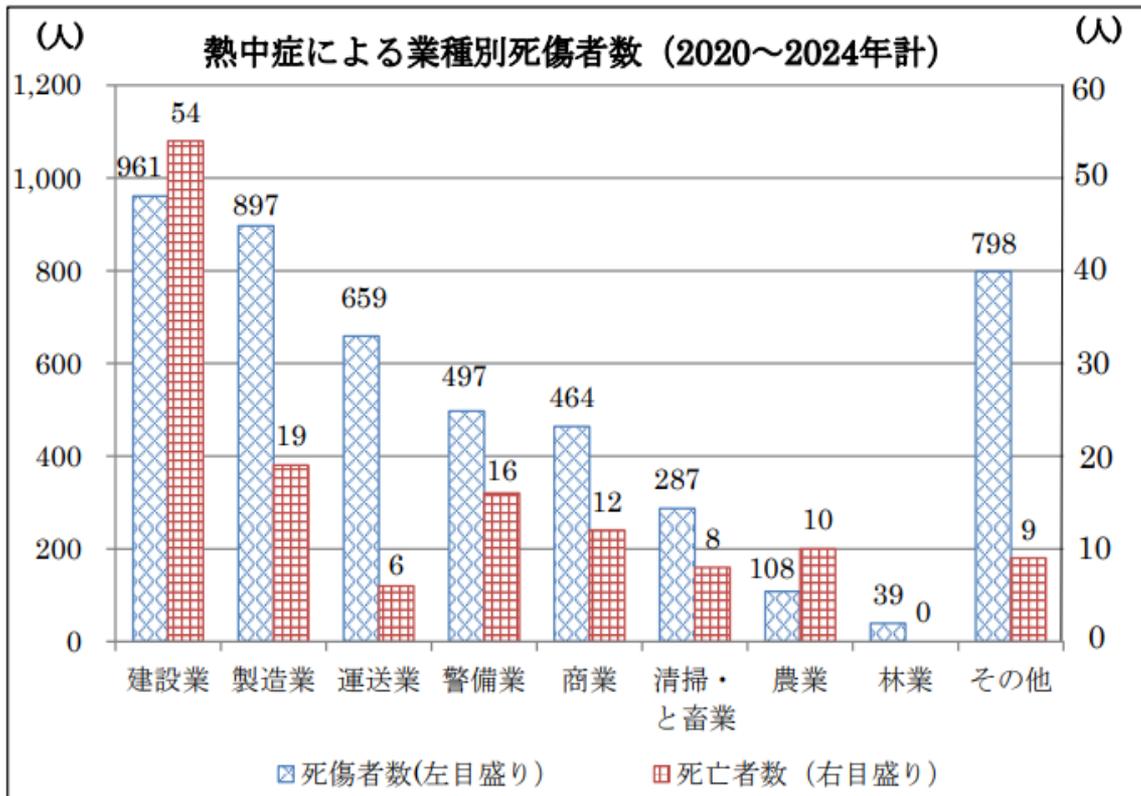
- * 暑さ指数(WBGT:Wet Bulb Globe Temperature、湿球黒球温度)」は、熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで提案された指標。単位は気温と同じ摂氏(°C)だが、気温、湿度、日射、気流の4要素を総合的に評価する

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 (28以上31未満)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25以上28未満)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

5.「熱中症のおそれのある作業」とは？③

- * 発生状況を業種別に分類するとやはり「建設業」「製造業」「運送業」「警備業」などが多いが、義務化の対象は、「屋外作業・高温の作業場」に限定されていないことに注意。
 - * たとえば、屋外でのイベントが発生したり、屋内でも湿度の高い、熱のこもった空調設備の不十分な場所での作業、炎天下の営業まわり等であれば、該当する。
- ⇒「うちはオフィスワーク(屋内作業)だから対象外・・・」という思い込みは危険！

5. 「熱中症のおそれのある作業」とは？④



出典:厚生労働省「令和6年『職場における熱中症による死傷災害の発生状況』」

6. 対象者は？

- * 規則では「作業に従事する者」という呼び方をしている
⇒労働者のみならず、労働者と同じ場所で就労する、労働者でない者(フリーランスなど)も保護する趣旨と考えられる。
- * 同じ作業場にいる場合は、同様に今回の措置を講じる必要がある。

7. 実務上のリスク①

- * 今回の改正は客観的な基準の明示
⇒ 今回の措置が適切に履行されず、労災が発生した場合、
刑事事件に発展するリスクが高い
(「何をすべきか」が明確になったので、守らなかった場合の
責任追及が格段にされやすくなる)
- * 使用者の安全配慮義務違反が問われる可能性もある。
- * 各都道府県の労働局も、業界団体や事業主へ、熱中症対策の徹底を要請している。

7. 実務上のリスク②

熱中症予防対策パトロール

東京労働局では重点業種である建設現場に対し、パトロールを行っています。

令和6年度
東京労働局による熱中症対策緊急パトロール
▶[パトロール写真](#)

令和7年度
東京労働局による熱中症予防対策パトロール
▶[パトロール写真](#) ▶[パトロール現場の取組状況](#)

Cool work TOKYO ロゴマークについて



Cool work TOKYO
～STOP!熱中症 クールワークキャンペーンを実施中です～

東京労働局では、5月から9月までの間、7月を重点取組期間として「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の取組を行っているところです。今般、同キャンペーンの周知及び取組気運の醸成に活用するため、「Cool work TOKYO」のロゴマークを作成しましたので、ロゴマークを保護帽に貼り付ける、社内ポスターへ入れる等の方法で活用ください。

出典:東京労働局HP

令和7年5月28日に熱中症予防対策パトロールを実施しました。



工事現場内に設置されたクールダウンスペース



屋外ではミスト付き扇風機が稼働していた

7. 実務上のリスク③

熱中症に関する判例

被用者(事故当時34歳)が、造園業を営む者(使用者)に雇用されて伐採・清掃作業に従事していたところ、熱中症により死亡した。

両親が、当該死亡は使用者の安全配慮義務違反によるものであると主張して、使用者に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案。

⇒使用者に対し、損害賠償(逸失利益、慰謝料、弁護士費用等)が命じられた。

(大阪高裁平成28年1月21日判決)

⇒慰謝料2,500万円、逸失利益1,680万円を認定
(会社に約3,600万円の賠償責任あり)



7. 実務上のリスク④

- * 労働契約法第5条は、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と定めている(安全配慮義務、注意義務)。
- * 最近の判例では、労働安全衛生法令および行政通達等で示された対策(厚労省の対策要綱等)が遵守されているかが安全配慮義務履行の判断基準となっており、暑熱ストレスの評価・熱中症発症のリスク評価を行わずに作業に従事させた事案について、安全配慮義務違反を認めている。
(福岡小倉地判令和6年2月13日、福岡高判令和7年2月18日)
- * 裁判所は、「労災発生リスクの予見」、「予防策の履行」、「教育の実施」、「異変を察知する体制」、「フローの機能」という「総合的な体制」をチェックする。
⇒一部ではなく、全体的に対応できているかが問われる。

8. 企業が取り組むべき 4つの事項

(1) 作業環境管理

(2) 作業管理

(3) 健康管理

(4) 労働衛生教育

厚生労働省パンフレットP2「熱中症予防対策」をどれだけ丁寧に講じているか

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBG値(暑さ指数)の活用

WBG基準値とは
暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと
日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBG基準値を把握。

WBG基準値の活用方法
表1-1に基づいて、**身体作業強度とWBG基準値を比べる**
基準値を超える場合には
・冷却等により当該作業場所のWBG基準値の低減を図ること
・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
・WBG基準値より低いWBG値である作業場所での作業に変更すること

それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	暑熱環境によるWBG基準値	高身体作業強度で作業する場合はWBG基準値を低減すること
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び足の作業 ・腕及び足の作業など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び足の作業 【くぎ(釘)打ち、掘土】 ・腕及び足の作業 ・腕と脚の作業など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び脚の作業 ・シベル作業、ハンマー作業 ・重物の荷車及び手押し車を押たり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大強度の速さでの活動 ・激しくシベルを使ったり ・駆け回りするなど 	25	20

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBG値の低減等
屋外の高温多湿作業場所においては、**直射日光並びに直射の壁面及び地面からの照り返しを減らすこと**ができる**断熱対策**等を設けること。

(2)休憩場所の整備等
高温多湿作業場所の近隣に**冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所**を設けること。

3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等
(2)日常の健康管理等
睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがあることに留意の上、**日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。**

(3)労働者の健康状態の確認
(4)身体状況の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等
(2)暑熱順化
高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、**暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適合すること)の有物が、熱中症の発症リスクに大きく影響すること**を踏まえ、**計画的に暑熱順化期間を設けること**が望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取
自覚症状の有無にかかわらず、**水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取**を指導すること。

(4)服装等
熱を吸収し、又は発熱しやすい服装は避け、透気性及び着脱性の良い服装を適用させること。

(5)作業中の監視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

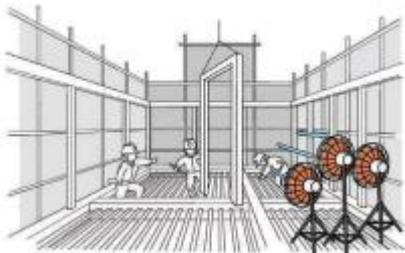
(1)熱中症の症状
(2)熱中症の予防方法
(3)緊急時の救急処置
(4)熱中症の事例

8. 企業が取り組むべき 4つの事項

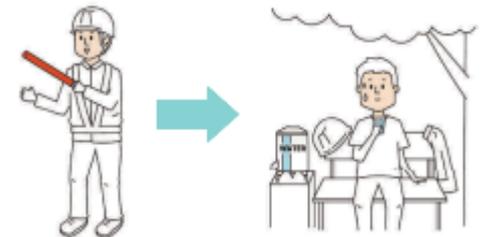
(1) 作業環境管理

- ① 直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易的な屋根を設ける(WBGT値の低減)。
- ② 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。

※WBGT値の低減を図るには、そもそも数値計や気象庁等において数値を図る仕組みを作らなければならない。



23



出典:厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策のススメ」

8. 企業が取り組むべき 4つの事項

(2) 作業管理

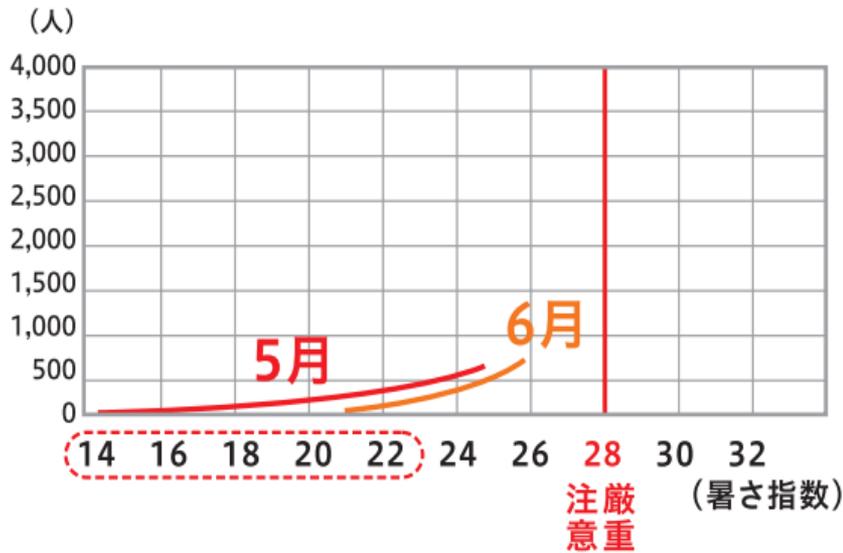
- ① 作業時間の短縮等。
- ② 暑熱順化(以下参照)の時間を設ける ⇒ 熱に慣れさせるよう時間を確保
- ③ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分を摂取させる。
- ④ 熱を吸収・保熱しやすい服装を避け、透湿性・通気性の良い服装を着用させる。空調作業服や冷却ベストなどの活用。
- ⑤ 作業中の巡視。

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

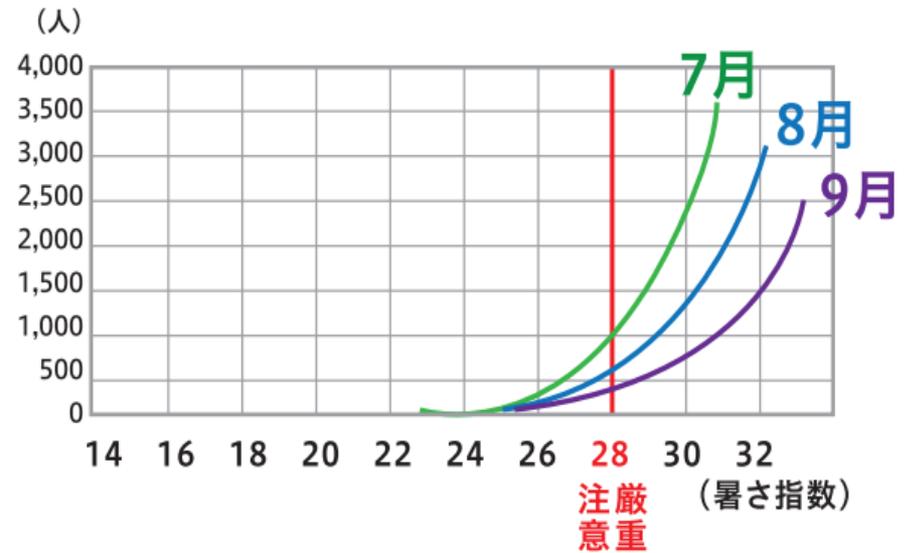
特に、梅雨から夏季になる時期において気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、又は長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては通常、労働者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。

8. 企業が取り組むべき 4つの事項

熱中症の救急搬送者数 全国6都市※における熱中症による救急搬送者数(平成30年～令和3年)
※東京都・大阪市・名古屋市・新潟市・広島市・福岡市



気温が高くない時期から救急搬送者は出現



暑さに慣れてくると減少傾向(暑熱順化が重要)

8. 企業が取り組むべき 4つの事項

(3) 健康管理

- ① 健康診断結果の把握(法定健診の実施)。
特に、熱中症発症のリスク因子となりうる
疾病を有する場合の配慮。
- ② 日常の健康管理について指導し、必要に
応じて相談に応じる。
(睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取など)
- ③ 作業中は、職場巡視を行い、必要に応じて、
バディ制やウェアラブルデバイスを採用。



8. 企業が取り組むべき 4つの事項

仕事前のチェック(管理者▶作業者)

☑ よく眠れたか

⚠ 寝不足だと体温調整機能が低下

☑ 体調は良いか

⚠ 持病のある人には「服薬確認」も

☑ 二日酔いしていないか

⚠ 二日酔いの場合は、すでに脱水状態

☑ 食事をしたか

⚠ 食事で水分・塩分・糖質などを摂取

「1日3食」しっかり食べれば、必要な塩分は摂取できる。



日本人の食塩摂取量の平均値:10.1g/日(摂取目標の平均値:8gなので塩分摂取過多)
令和元年(2019)「国民健康・栄養調査」より

📢 事業主・管理者の方へ

ファン付き作業服の
充電を忘れずに



8. 企業が取り組むべき 4つの事項

(4) 労働衛生教育

- ① 熱中症の症状・予防方法・緊急時の救急処置・熱中症の事例などについて、**作業を管理する者および労働者に対して教育を実施する。**
- ② 安全委員会・衛生委員会の議題とすることも望ましい。

<p>意識はハッキリしているが…</p> <ul style="list-style-type: none">めまい・立ちくらみ・生あくび大量の発汗筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り) <p>熱失神</p> <p>熱けいれん</p>	 <p>軽症 (重症度Ⅰ)</p>	<p>通常は現場で対応可能 ※一人にせず見守る</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 冷所で安静▶ 身体を冷やす▶ 水分と塩分の補給
<p>イライラ・フラフラ・ボーッとしている</p> <ul style="list-style-type: none">頭が痛い吐き気がする・吐く身体がだるい・やる気が出ない <p>熱疲労</p>	 <p>軽症・中等症 (重症度Ⅱ)</p>	<p>処置を誤ると重症化 医療機関への搬送が必要</p>
<ul style="list-style-type: none">意識がないけいれん発作身体が熱い <p>熱射病</p>	 <p>重症 (重症度Ⅲ・Ⅳ)</p>	<p>命に関わる状態 救急車要請 速やかに冷却処置</p>

以下コンテンツ等を用いて、現場管理者や労働者に対して熱中症にかかる必要な教育を行うこと

 <p>動画で学ぶ</p>	 <p>自分でできる熱中症予防</p>
 <p>オンライン講習</p>	 <p>マニュアルダウンロード</p>

出典:厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策のススメ」

ご参考 チェックリストの例

職場の熱中症対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全か、下記のチェックリストで自主点検してみましょう。
 「いいえ」が1つでもあるときは、確認しましょう。」



職場における熱中症予防対策自主点検表	
① WBGT値(暑さ指数)を活用していますか？ <small>※ WBGT値(暑さ指数)とは、①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。</small>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 休憩場所は整備していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

① WBGT値(暑さ指数)を活用していますか？

WBGT値を測定し、熱中症発生のリスクの把握と対策に活用しましょう。

高温多湿作業場所においては、熱を返る返へい物、直射日光・照り返しを返ることができる 簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。

WBGT値、作業の状況に応じて、連続作業時間の短縮、作業場所の変更などを行きましょう。

※ WBGT値は市販の機器で測定するほか、環境省のホームページ(環境省熱中症予防情報サイト)から予測値などを入力することも可能です。

② 休憩場所は整備していますか？

冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。

水、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことの物品や設備を設けましょう。

水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、飲料水などを備えましょう。



出典：厚生労働省「職場における熱中症予防対策自主点検表」

熱中症に関する健康状態自己チェックシート

工事名： _____ 所属会社： _____
 氏名： _____

●この「チェックシート」は、作業員の方が各自で毎日体調をチェックするための「チェックシート」です。
 ●朝礼時と休憩時に、体調をチェックしてください。
 ●休憩時のチェックで症状が認められる方は、すぐに職長又は職員に申し出てください。
 ●職長は各作業員の方のチェックシートを見て、早目の対応に努めてください。

区分	No.	チェック項目	/	/	/	/	/	/
朝礼時チェック	既往歴・生活習慣	以下の人は熱中症にかかりやすい人です。						
		1 高齢者(65歳以上の人)である。						
		2 心筋梗塞、狭心症などにかかったことがある。						
		3 これまでに熱中症になったことがある。						
		4 高血圧である。						
		5 ふとっている。						
		6 風邪を引いて熱がある。						
		7 下痢をしている。						
		8 二日酔いである。						
		9 朝食を食べなかった。						
10 寝不足である。								
休憩時チェック	重症度Ⅰ	以下の人は熱中症にかかっている人です。						
		11 めまい、立ちくらみがする。						
		12 ふいてもふいても汗が出てくる。						
	重症度Ⅱ	13 手足や体の一部がつる。						
		14 頭がズキンズキンと痛い。						
		15 吐き気がする。						
	重症度Ⅲ	16 体がだるい。						
		17 判断力・集中力が低下する。						
		18 意識が無い。						
		19 体がけいげんする。						
		20 体温が高い。						
		21 呼吸困難に反応していない。						
22 まっすぐに歩けない、走れない。								

●熱中症の判断の目安として、体温と脈拍を測る方法があります。以下の値以上での可能性があります。
 ●熱中症の疑いがある場合は、速やかに医師の診断を受けてください。



出典：厚生労働省「熱中症に関する健康状態自己チェックシート」

日本社会保険労務士法人について

代表社員: 淡路 友幸

従業員数: 110名

事業内容:

- ① 労働保険・社会保険手続き
- ② 給与計算
- ③ 助成金申請代行
- ④ 労務コンサルティング(相談・規則作成等)

設立: 2009年6月

本社: 東京都豊島区南大塚3-32-1

(他に埼玉北浦和、北海道江別に拠点あり)